

令和7年度 一関市農業技術開発センター運営委員会

日時：令和7年5月27日（火）

午後2時～午後3時30分

場所：北部農業技術開発センター会議室

次 第

- 1 委任状交付
- 2 開 会
- 3 挨拶
- 4 出席者紹介
- 5 一関市農業技術開発センターの概要について
- 6 委員長の互選
- 7 報告及び協議
 - (1) 令和6年度事業の報告について
 - (2) 令和7年度事業の計画について
- 8 その他
- 9 閉 会

一関市農業技術開発センター担当職員名簿

所 属	職 名	氏 名	備 考
農林部	部長	小野寺 啓	
農林部生産流通課	次長兼生産流通課長 (農業技術開発センター所長兼務)	千葉 清	
農林部生産流通課	畜産園芸係長	日下 昭二	
農林部生産流通課	主事 (農業技術開発センター主事兼務)	佐藤 裕	
南部農業技術開発センター	副所長兼農業技術員	千葉 広	
南部農業技術開発センター	農業技術員	米倉 清徳	
南部農業技術開発センター	事務	池田 沙矢香	
北部農業技術開発センター	副所長兼農業技術員	佐藤 克朗	
北部農業技術開発センター	事務	森 真希	
南部農業技術開発センター	主任主事 (北部農業技術開発センター主任主事兼務)	齋藤 哲也	

一関市農業技術開発センターの概要について

1 一関市農業技術開発センター条例抜粋

第1条 農業技術の**情報提供並びに研修及び研究を通じ、農業振興を図るため、その**拠点施設として、農業技術開発センター(以下「センター」という。)を設置する。

2 経 過

- ・市町村合併前の旧花泉町及び旧大東町において設置。
- ・平成元年度 花泉町農業技術開発センター（南部農業技術開発センター）
- ・平成5年度 大東町農業技術開発センター（北部農業技術開発センター）
- ・平成23年度 両センターを「一関市農業技術開発センター」として運営統合

施設名	南部農業技術開発センター	北部農業技術開発センター
設 置	平成元年4月1日（平成2年度から業務開始）	平成5年9月1日
所在地	一関市花泉町金沢字有壁沢19番地4	一関市大東町摺沢字菅生前61番地26
施設の概要	事業名：新農村地域農業構造改善事業 事業年度：昭和63年度～平成元年度 施設名称：農業技術拠点施設 事業費：201,166千円 事業量：本体1棟809.63㎡、作物栽培試験室307.87㎡、車庫1棟85.77㎡	事業名：農村地域農業構造改善事業 事業年度：平成4年度～平成5年度 施設名称：農業技術拠点施設 事業費：394,000千円 事業量：本体1棟1,012.5㎡ ガラス温室1棟70.8㎡
職員体制	所 長	: 1名（兼生産流通課長）
	主 事	: 1名（兼生産流通課職員）
	副所長兼農業技術員：1名 農業技術員：1名 主任主事：1名 事務：1名	副所長兼農業技術員：1名 農業技術員：1名（6月～） 事務：1名 期限付事務：1名（9月～2月）

3 運営委員会について

一関市農業技術開発センター条例抜粋

第3条 センターの運営に関する**基本的な事項を協議**するため、一関市農業技術開発センター運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 委員会は、委員20人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 農業関係機関及び団体の職員
 - (2) 農業生産及び生活研究組織に属する者
 - (3) 学識経験者
- 委員の**任期は2年**とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

報告及び協議（１） 令和６年度事業の報告について

1 土壌分析診断事業（両センター共通）

作物が良質で、安定的に多収をあげるためには、生産母体である土壌が健全であることが重要であるという考えのもと、土壌の科学的な分析により、健全な土づくりと過不足ない適正な施肥をするため、土壌分析診断事業を実施。

①各部会 土壌搬入	→	②農業技術開発センター 測定	→	③普及センター 処方箋作成	→	④各部会 指導会開催
--------------	---	-------------------	---	------------------	---	---------------

基本土壌分析診断実績点数

		令和６年度	令和５年度	令和４年度
土壌分析点数		761	909	822
内	南部センター	451	580	501
訳	北部センター	310	329	361

基本土壌分析診断の点数内訳

部会名	担当	R 6（実績）	R 5（実績）	R 4（実績）
野菜部会	北部	11	15	10
トマト部会	北部	179	156	153
ミニトマト部会	北部	22	31	42
果樹部会	南部	3	1	4
ピーマン部会	南部	274	317	317
花き部会	南部	—	22	15
きゅうり部会	北部	58	72	79
なす部会	南部	82	95	90
ねぎ部会	南部	16	24	25
いちご部会	南部	—	7	11
メロン部会	南部	9	14	11
稲作部会	両	—	—	—
畜産部会	北部	—	11	45
一般	両	107	57	60

2 小菊の有望品種選抜試験(令和6年度～令和8年度)(担当:南部農業技術開発センター)

(1) 目的

- ① 夏場の猛暑により、主力品種の開花期が需要期からずれてきている。
- ② 未導入又は栽培例の少ない品種の中から、盆・彼岸に開花する有望品種を選抜し、地域に適した栽培方法を確立する。

(2) 連携機関・団体

- ① 一関農業改良普及センター産地育成課
栽培技術及び調査方法の指導、調査結果の分析
- ② JAいわて平泉園芸課
栽培品種の選定、苗及び資材の調達

現地指導の受入

6/28	西部支部研修会	西部支部員他 (19名)
7/3	山手秀芳園栽培者巡回	南部・東部支部員他 (8名)
7/19	小ぎく栽培初心者セミナー (第2回)	栽培初心者他 (12名)
8/28	小ぎく9月咲き目揃い会	西部支部員他 (18名)
9/3	小ぎく栽培初心者セミナー (第3回)	栽培初心者他 (7名)

(3) 規模 5a (4,600株)



(4) 栽培品種

① 8月咲き (10品種)

ア 黄色品種：「秀じんき」「やひこ」「わらべ」

イ 赤品種：「秀かざみ」「あきえ」「紅さなえ (出荷時はピンク扱い)」

ウ 白品種：「えがお」「水辺」「小窓」「はじめ」

② 9月咲き (8品種)

ア 黄色品種：「秀こびと」「みちのく」「千寿」

イ 赤品種：「秀ゆめか」「絵日傘」「みやび」

ウ 白品種：「秀みくら」「わかさ」

(5) 栽植様式

株間 10 cm、条間 45 cm、2条植え



(6) 調査項目

① 採花本数調査

② 切花品質調査 (切花の長さ、重さ、茎の太さ)

③ ホルモン剤による開花調節技術の検証

ア エスレル 10 (開花抑制)

イ ジベレリン (開花促進)

(7) 試験栽培結果

① 8月咲き

ア 開花時期

- ・「秀じんき」、「かざみ」、「えがお」は、需要期より開花が遅い（8月中旬以降の開花）。
- ・「わらべ」、「紅さなえ」は、需要期より開花が早い。（7月20日頃の開花）。
- ・「小窓」、「はじめ」は需要期に開花。

※需要期：8月1日～8月9日

イ ホルモン剤の効果

- ・「あきえ」、「水辺」は、開花を抑制するエスレルを2回散布することで需要期に開花。

表1 8月咲き品種エスレル処理の採花盛期及び切花品質（一関農業改良普及センター作成）

品種名	エスレル 処理回数	採花盛期	無処理区 比較	切花長 (cm)	調製後 切花重(g)	茎径 (mm)	秀品率				
							秀70	秀60	優70	優60	規格外
秀じんき	-	8月11日	-	84.2	46.1	4.8	92%	0%	2%	0%	6%
	1	8月19日	+8	85.5	49.2	4.4	90%	0%	2%	0%	8%
	2	8月26日	+15	90.3	52.8	4.4	100%	0%	0%	0%	0%
秀かざみ	-	8月26日	-	95.9	51.2	5.0	96%	0%	4%	0%	0%
	1	8月29日	+3	94.6	52.4	5.3	100%	0%	0%	0%	0%
	2	9月1日	+6	94.9	53.0	5.3	98%	2%	0%	0%	0%
えがお	-	8月20日	-	82.9	46.7	5.1	92%	0%	6%	0%	2%
	1	8月20日	±0	84.7	49.0	5.1	96%	0%	2%	0%	2%
	2	8月22日	+2	85.1	51.4	5.1	96%	2%	2%	0%	0%
やひこ	-	7月26日	-	77.8	55.6	5.3	100%	0%	0%	0%	0%
	1	7月26日	±0	77.1	57.7	5.3	100%	0%	0%	0%	0%
	2	7月31日	+5	77.0	56.7	5.1	98%	0%	2%	0%	0%
わらべ	-	7月20日	-	74.4	28.5	4.3	46%	0%	21%	0%	33%
	1	7月24日	+4	77.7	33.8	4.4	71%	0%	17%	0%	13%
	2	7月29日	+9	80.1	36.0	4.4	79%	0%	13%	0%	8%
紅さなえ	-	7月22日	-	92.8	33.5	4.5	71%	0%	10%	0%	19%
	1	7月23日	+1	98.7	36.8	4.7	79%	0%	15%	0%	6%
	2	7月26日	+4	99.4	36.0	4.4	81%	0%	10%	0%	8%
あきえ	-	7月22日	-	80.4	36.7	4.9	79%	0%	17%	0%	4%
	1	7月29日	+7	85.8	44.1	5.0	96%	0%	4%	0%	0%
	2	8月3日	+11	93.4	50.2	4.9	98%	0%	2%	0%	0%
水辺	-	7月29日	-	88.8	45.4	4.8	96%	0%	4%	0%	0%
	1	7月30日	+1	92.6	53.6	4.9	100%	0%	0%	0%	0%
	2	8月2日	+3	90.0	52.5	4.6	96%	0%	2%	0%	2%
小窓	-	8月3日	-	86.4	50.3	5.2	94%	0%	2%	0%	4%
	1	8月15日	+12	98.3	64.3	5.0	100%	0%	0%	0%	0%
	2	8月25日	+22	105.3	73.9	4.5	100%	0%	0%	0%	0%
はじめ	-	8月3日	-	88.7	44.8	5.0	90%	0%	4%	0%	6%
	1	8月5日	+2	89.1	46.5	5.0	98%	0%	2%	0%	0%
	2	8月8日	+5	92.1	50.5	4.9	98%	0%	0%	0%	2%

8月咲き品種の草姿（一関農業改良普及センター作成）



秀かざみ



紅さなえ



あきえ



秀じんき



やひこ



わらべ



えがお



水辺



小窓



はじめ

② 9月咲き

ア 開花時期

・「秀みくら」「秀ゆめか」「秀こびと」「みやび」は、需要期に開花。

※需要期：9月10日～9月20日

イ ホルモン剤の効果

・「秀みくら」、「秀ゆめか」は、開花を促進するジベレリンを散布することで2日早く開花。

表2 9月咲き品種ジベレリン処理の採花盛期及び切花品質（一関農業改良普及センター作成）

品種名	ジベレリン 処理	採花盛期	無処理区 比較	切花長 (cm)	調製後 切花重 (g)	茎径 (mm)	秀品率				
							秀70	秀60	優70	優60	規格外
秀こびと	-	9月18日	-	106.8	45.0	4.9	94%	0%	2%	0%	4%
	1	9月18日	±0	105.8	38.8	4.7	92%	0%	6%	0%	2%
秀ゆめか	-	9月17日	-	99.2	62.8	5.7	94%	0%	2%	0%	4%
	1	9月15日	-2	96.7	51.1	5.9	98%	0%	0%	0%	2%
秀みくら	-	9月15日	-	88.5	59.0	4.9	94%	0%	4%	0%	2%
	1	9月13日	-2	83.9	46.9	4.8	85%	0%	10%	0%	4%
みちのく	-	9月25日	-	107.4	45.5	3.7	88%	0%	13%	0%	0%
	1	9月24日	-1	105.8	48.3	4.1	96%	0%	2%	0%	2%
千寿	-	9月15日	-	84.1	46.8	4.0	92%	0%	6%	0%	2%
	1	9月13日	-2	79.2	46.2	4.0	88%	4%	4%	0%	4%
絵日傘	-	9月15日	-	73.4	54.1	4.8	83%	13%	2%	0%	2%
	1	9月14日	-1	72.4	45.0	4.5	63%	33%	2%	0%	2%
みやび	-	9月15日	-	74.5	50.8	5.0	81%	15%	2%	0%	2%
	1	9月15日	±0	72.9	46.4	4.4	73%	25%	0%	0%	2%
わかさ	-	9月16日	-	82.7	40.3	4.1	75%	0%	8%	0%	17%
	1	9月13日	-3	79.3	32.4	4.0	56%	0%	29%	0%	15%

図2 9月咲き品種の草姿（一関農業改良普及センター作成）



秀ゆめか



絵日傘



みやび



秀こびと



みちのく



千寿



秀みくら



わかさ

(8) 参考 (作業時期)

① 8月咲き

品 種	秀じんき (黄)	秀かざみ (赤)	えがお (白)	やひこ (黄)	わらべ (黄)	紅さなえ (赤)	あきえ (赤)	水辺 (白)	小窓 (白)	はじめ (白)
苗入所先	山手秀芳園			JAいわて平泉						
苗入荷日	5月9日	5月9日	5月9日	4月30日	4月30日	4月30日	4月30日	4月30日	4月30日	4月30日
定植日	5月9日	5月9日	5月9日	4月30日	4月30日	4月30日	4月30日	4月30日	4月30日	4月30日
灌水・液肥	5月16日	5月16日	5月16日	5月2日	5月2日	5月2日	5月2日	5月2日	5月2日	5月2日
芽欠き	5月15日	5月15日	5月15日	5月7日	5月7日	5月7日	5月7日	5月7日	5月7日	5月7日
エスレル①	5月17日	5月17日	5月17日	5月8日	5月8日	5月8日	5月8日	5月8日	5月8日	5月8日
エスレル②	5月27日	5月27日	5月27日	5月17日	5月17日	5月17日	5月17日	5月17日	5月17日	5月17日
整枝	6月10日	6月10日	6月10日	6月3日	6月3日	6月4日	6月4日	6月4日	6月4日	6月4日
ジベレリン	8月5日	8月20日	8月5日	7月23日	7月16日	7月16日	7月16日	7月23日	7月26日	7月29日
花蕾調査開始	7月22日	8月5日	7月22日	7月11日	7月11日	7月11日	7月11日	7月11日	7月11日	7月11日
採花調査開始	8月5日	8月16日	8月8日	7月22日	7月16日	7月16日	7月16日	7月23日	7月29日	7月29日

② 9月咲き

品 種	秀こびと (黄)	秀ゆめか (赤)	秀みくら (白)	みちのく (黄)	千寿 (黄)	絵日傘 (赤)	みやび (赤)	わかさ (白)
苗入所先	山手秀芳園			JAいわて平泉				
苗入荷日	6月6日	6月6日	6月6日	6月3日	6月3日	6月3日	6月3日	6月3日
定植日	6月6日	6月6日	6月6日	6月4日	6月4日	6月4日	6月4日	6月4日
灌水・液肥	6月7日	6月7日	6月7日	6月7日	6月7日	6月7日	6月7日	6月7日
芽欠き	6月13日	6月13日	6月13日	6月13日	6月13日	6月13日	6月13日	6月13日
エスレル①	6月17日	6月17日	6月17日	6月17日	6月17日	6月17日	6月17日	6月17日
エスレル②	6月26日	6月26日	6月26日	6月26日	6月26日	6月26日	6月26日	6月26日
整枝	6月28日	6月28日	6月28日	7月1日	7月1日	7月1日	7月1日	7月1日
ジベレリン	9月13日	9月10日	9月10日	9月13日	9月10日	9月10日	9月10日	9月10日
花蕾調査開始	9月2日	9月2日	8月19日	8月26日	8月19日	8月26日	8月26日	8月26日
採花調査開始	9月17日	9月12日	9月10日	9月24日	9月10日	9月10日	9月11日	9月10日

3 有機農業の推進に係る取り組み (担当：北部農業技術開発センター)

(1) 検討会の開催

- 6月13日 第1回検討会の開催 令和6年度事業計画について
3月11日 第2回検討会の開催 令和6年度実績及び令和7年度計画について

(2) 視察の受入

- | | | | | |
|--------|-----------------|-----|--------|----|
| 7月4日 | 愛知県新城市議会 | 7人 | 農林部次長外 | 3人 |
| 7月26日 | 岩手県花巻市議会 | 9人 | 農林部次長外 | 3人 |
| 8月22日 | 宮城県登米市有機農業推進協議会 | 11人 | 小島代表外 | 4人 |
| 11月12日 | 北海道蘭越町農業委員会 | 7人 | 小島代表外 | 5人 |

(3) 市内有機栽培者との情報交換

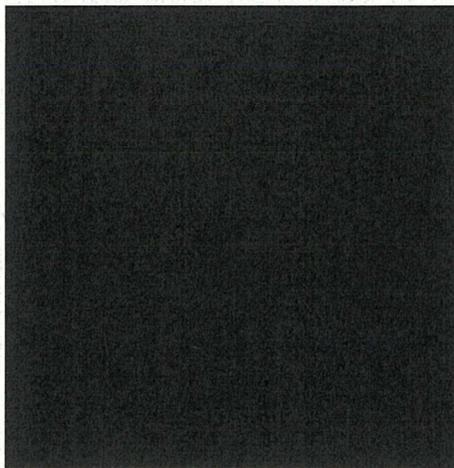
- 8月8日 藤沢農業公社と有機農業実施計画について
10月2日 かさい農産と有機農業について
3月6日 藤沢農業公社と一関地方有機協議会との連携について

(4) 関係機関・団体との情報交換

- 5月30日 農水省のみどり法施行に伴う意見交換会
8月5日 産業建設委員会との情報交換会
9月26日 オーガニックプロデューサー「次代の農と食を作る会」との意見交換会

(5) 「裕毛屋」(台湾)で開催された岩手県物産展に出品(2月7日～9日開催)

- ① 「裕毛屋」は、日本全国の有機農産物等を富裕層向けに販売している。
- ② 無添加、無農薬を特に意識して、商品を取り扱っている。
- ③ 有機米の販路開拓のため、昨年9月に遠野市で開催された海外輸出商談会に参加し、商談が進み実現。
- ④ 一関山本農場の「自然栽培米 ササニシキ」2kgパックを出品。



山本農場 代表取締役が商品説明の様子



日本国内から様々な物品が出品

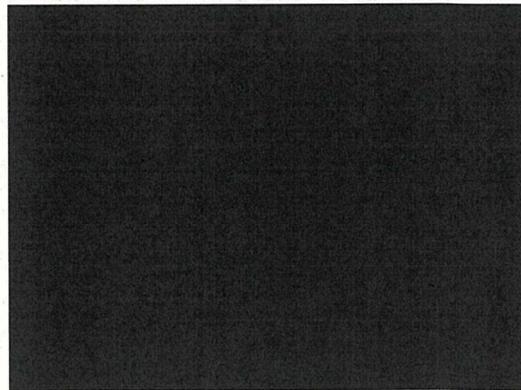
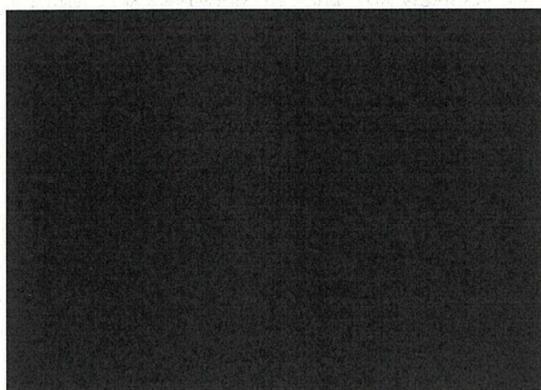
(6) 田んぼの学校の開催

有機水田での田植え体験などを通じた子供たちの食育を目的に開催。

- ▶ **田植え体験** 6月1日(土) 55人(児童・生徒 28人)
- ▶ **草取り体験&生き物調査** 7月13日(土) 41人(児童・生徒 21人)



- ▶ **稲刈り体験** 10月5日(土) 36人(児童・生徒 18人)
- ▶ **収穫祭** 12月7日(土) 44人(児童・生徒 19人)



(7) 講習会の開催

- 1月27日 「有機稲作講習会」講師：民間稲作研究所 23人参加
- 2月8日 有機農業勉強会(藤沢) 榑若葉主催、協議会共催 54人参加
- 2月15日 有機農業勉強会(川崎) " 81人参加

(8) 各種参加行事

- 10月26日～27日 いわてオーガニックフェスタ(紫波 オガール) 2組織参加
- 2月15日～16日 民間稲作研究所公開シンポジウム(宇都宮) 4人参加
- 3月12日 取引先訪問 マゴメ(八王子) 3人参加

(9) 学校給食への有機米供給

- 市内全小・中学校 35校
- 給食提供 3回(2/3、2/6、2/26) 合計 2,122 kg

協議 2) 令和7年度事業の計画について

1 小菊の有望品種選抜試験 (担当: 南部農業技術開発センター)

令和6年度と同様に試験栽培及び調査を行い、品種の特性や需要期の開花状況を確認する。

(1) 栽培品種

① 8月咲き(9品種)

- ア 黄色品種: 「ふさえ」、「寿光」
- イ 赤品種: 「まい」、「よしの」、「やよい」、「あきえ」
- ウ 白品種: 「達雄」、「はじめ」、「水辺」

苗入荷 5月7日

定植 5月8日

② 9月咲き(11品種)

- ア 黄色品種: 「ちよこがね」、「翁丸」、「千寿」
- イ 赤品種: 「かなえ」、「鶴姫」、「絵日傘」
- ウ 白品種: 「わかさ」、「松子」
- エ みさき園芸から3品種

(2) 調査項目

- ① 採花本数調査
- ② 切花品質調査(切花の長さ、重さ、茎の太さ)
- ③ ホルモン剤による開花調節技術の検証
 - ・ エスレル10(開花抑制)
 - ・ ジベレリン(開花促進)

(3) 現地指導

生育ステージに合わせて、花き部会生産者、一関農業改良普及センター、JAいわて平泉園芸課職員による定期的な生育、開花状況の確認

2 有機農業の推進に係る取り組み（担当：北部農業技術開発センター）

(1) 検討会の開催

- 6月（協議会新規加入者を含めた7年度取組計画について）
- 11月（中間報告及び下期の取組について）

(2) 有機農業の生産拡大に向けた取り組み

- ① 有機 JAS 講習会
- ② 有機農業勉強会
- ③ 先進地視察研修
- ④ 有機農業産地づくり推進支援事業の新設（R7 から新規市単独事業）

一関地方有機農業実施計画で定めた目標の達成に向け、有機 JAS 認証を取得する農業者に対し、認証取得に係る費用の一部を支援する。

一関地方有機農業実施計画「5年後の令和10年度に目指す目標」

- (1) 有機農業取組面積の拡大 12.42ha → 17ha
- (2) 有機農産物等の販売数量の拡大 26.7t → 37t
- (3) 学校給食への有機農産物活用回数の増加年2回→年5回（最終的には通年供給を目指す）

(3) 有機農産物の販売促進、消費拡大に向けた取り組み

- ① オーガニックフェスタの開催
10月25日～26日 ユードーム（一関市農業祭と同日開催）
- ② オーガニック商談会への参加
- ③ 消費者向け講演会の開催
オーガニックフェスタ開催時に同時開催
- ④ 道の駅だいとうへの有機農産物コーナーの設置
- ⑤ 田んぼの学校の開催（年4回）
- ⑥ 学校給食への有機米提供 4回
オーガニックの日（12月8日）、1月25日（オーガニックビレッジ宣言の日）に地元の有機農産物を学校給食での使用を検討
- ⑦ 市内小学校での出前授業の開催
- ⑧ 地域おこし協力隊への活動支援（令和7年3月～令和10年2月 3ヵ年）
（協力隊の活動内容）
 - ア 有機農業希望者の掘起しや有機農産物のPR
イベント（首都圏での就農フェア等）やSNS等を活用したPR
 - イ 有機農業の研修
有機農業の技術習得や経営ノウハウの習得
 - ウ 有機ほ場における実習
有機ほ場を活用した、有機農業の実習
 - エ 有機 J A S 認証取得のための支援
 - オ 一関地方有機農業推進協議会との連携

(趣旨)

第1条 この規則は、一関市農業技術開発センター条例(平成23年一関市条例第10号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 一関市農業技術開発センター(以下「センター」という。)の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 農業技術の情報提供に関すること。
- (2) 農業技術の研修及び研究に関すること。
- (3) 農畜林産物を活用した地域特産品等の研究開発に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、農業振興に必要な事務に関すること。

(職員)

第3条 センターに所長その他必要な職員を置く。

(一関市農業技術開発センター運営委員会)

第4条 条例第3条に規定する一関市農業技術開発センター運営委員会(以下「委員会」という。)に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 会議は、必要に応じて市長が招集する。
- 5 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 6 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(利用時間)

第5条 センターの利用時間は、午前8時30分から午後10時までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第6条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前2号に掲げる日を除く。)

(利用許可申請)

第7条 条例第4条第1項の許可(以下「利用許可」という。)を受けようとする者は、農業技術開発センター利用許可申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

(利用許可)

第8条 市長は、前条の規定に基づく申請を適当と認めるときは、農業技術開発センター利用許可書(様式第2号。以下「許可書」という。)により許可するものとする。

(利用の変更及び取消し)

第9条 前条の規定により利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、その利用内容の変更又は取消しをしようとするときは、市長にその旨を申し出て、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により申し出を受け、これを適当と認めるときは、承認するとともに、既納の使用料に不足を生じたときは、不足額を納付させなければならない。

(利用許可の条件)

第10条 センターの利用許可の条件は、次のとおりとする。

- (1) 利用許可を受けた以外の施設、設備等を利用しないこと。
- (2) 施設内の火気取締り及び施設設備の保安管理に留意すること。
- (3) 許可を受けないで寄附金の募集、物品の販売及び陳列を行わないこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、職員の指示する事項を遵守すること。

(土壌等の分析依頼)

第11条 土壌等の分析を依頼する者は、農業技術開発センター土壌等分析依頼書(様式第3号。以下「依頼書」という。)を市長に提出しなければならない。

(附属設備等の使用料)

第12条 条例別表第1備考3に規定する附属設備及び備品等の使用料は、別表のとおりとする。

(使用料の減免)

第13条 条例第9条の規定により使用料を減額し、又は免除することができる場合及びその割合は、一 関市公の施設の使用料の減免に関する規則(平成21年一関市規則第2号)によるものとする。

2 前項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、申請書に農業技術開発センター使用料減免申請書(様式第4号)を添えて市長に提出しなければならない。ただし、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、申請書をこれに代えることができる。

- (1) 市が主催し、又は共催して利用する場合
- (2) 市が後援して利用する場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が公益上特別な事由があると認める場合

(手数料の減免)

第14条 条例第9条の規定により手数料を減額し、又は免除することができる場合は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市において事務執行上必要と認める場合
 - (2) 国若しくは地方公共団体又はこれらの職員から請求があり、市長が認める場合
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が公益上特別な事由があると認める場合
- 2 前項の規定により手数料の減免を受けようとする者は、依頼書に農業技術開発センター土壌等分析手数料減免申請書(様式第5号)を添えて市長に提出しなければならない。

(損害等の届出)

第15条 故意又は過失により施設又は設備を汚損し、損傷し又は亡失した者は、速やかに市長に届け出て、その指示を受けなければならない。

(補則)

第16条 この規則に定めるもののほか、センターの管理及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
(一関市花泉農業開発センター条例施行規則及び一関市大東農業技術センター条例施行規則の廃止)
- 2 次に掲げる規則(以下「旧規則」という。)は、廃止する。
 - (1) 一関市花泉農業開発センター条例施行規則(平成17年一関市規則第156号)
 - (2) 一関市大東農業技術センター条例施行規則(平成17年一関市規則第158号)(経過措置)
- 3 この規則の施行の日の前日までに、旧規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

別表(第12条関係)

利用区分	単位	使用料
電気器具等(消費電力量500W以上のものに限る。)を持込使用する場合の電気料金	1回につき消費電力量1kWhまで	50円
	1回につき消費電力量1kWhを超える場合	3kWhまでは100円とし、3kWh増えるごとに50円を加算する。
味噌煮加工、豆腐加工、その他の加工設備の使用	—	実費を基準として別に定める。
調理実習におけるガス料金	1時間	100円